

安全な国産グリーン社会

新・連・載  
コラム

SDGS  
Safety  
Domestic  
Green  
Society

第①回

法令による「新エネルギー」から  
「再生可能エネルギー」への転換《GX》

一般社団法人 光楓座 代表理事 佐藤建吉

はじめに

「SDGs」(エス・ディーズ)は、日本語では「持続可能な開発目標」とされ、この略語はよく知られている。今回が初回の連載コラムには、これに関連づけて「SDGS」を冠することにした。冒頭の「SDGS」と異なるのは、最後のSが大文字であること。小文字のsは複数形であるが、「SDGS」は、Safety Domestic Green Societyの頭文字で、それは表題に掲げた

「新エネルギー」とは?

は、以下に述べるような背景があった。

「再生可能エネルギー」の定義と種類

新たに制定された「再生可能エネルギー」の特別措置法に関する定義と種類

「再生可能エネルギー」の定義と種類

この法律において「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

よつに「安全な国産グリーン社会」として、筆者が考えたものであり、それは、日本の「SDGs」に合致するだろう。さて、副題にある「新エネルギー」という呼び方は海外ではレアで、

周知のように、新エネルギーと自然エネルギー、あるいは再生可能エネルギーは、同類のエネルギー源である。わが国では、法律によって「新エネルギー」に定義を与えて、政策や政治が行われてきた。が、2024年に法律改正、もはや政府のHPにも、その定義は掲げられてはいない。

「再生可能エネルギー」に転換された。その根拠は、政令の「電気事業法」による新エネルギーなどの利用に関する特別措置法施行令が廃止されたことにある。結果、公式文書での「新エネルギー」という言葉の使用がなくなった。例えば、「エネルギー白書」のなかでも、「再生可能エネルギー」が用いられ、また「新たなエネルギー社会」や「新エネルギー社会」として、エネルギー源を明示せず、新しさを強調するときに、用いられている。

「再生可能エネルギー」の定義と種類

「再生可能エネルギー」の定義と種類

この法律において「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

「再生可能エネルギー」は、わが国でも正式に規定され、利用されるようになった。筆者は、以前、これを「可再生エネルギー」と中国語風に呼び短めにしたことがあるが、世間では「再生可能エネルギー」という呼び方と、さらに短く呼んでいる。SDGSの構築のため、GXでの主力電気とするように、社会受容性を高めたい。

「再生可能エネルギー」の定義と種類

「再生可能エネルギー」の定義と種類

「再生可能エネルギー」の定義と種類

「再生可能エネルギー」の定義と種類

「再生可能エネルギー」の定義と種類

「再生可能エネルギー」の定義と種類

「再生可能エネルギー」の定義と種類

「再生可能エネルギー」の定義と種類

「再生可能エネルギー」の定義と種類

「再生可能エネルギー」の定義と種類

「再生可能エネルギー」の定義と種類



再生可能エネルギー発電設備

再生可能エネルギー電気

特別措置法による再生可能エネルギーについての規定

関西電力による「新エネルギー」の定義  
\* 関西電力HPから転載  
https://www.kepco.co.jp/siteinfo/faq/new\_energy/9098945\_10603.html

Q 新エネルギーとは何ですか?

A 新エネルギーは、オイルショックなどによる石油等の価格高騰や地球温暖化防止を背景に、『非化石エネルギーのうち、技術的には実用段階であるが経済的な理由から普及が十分に進んでおらず、利用促進を図るべきエネルギー源』として分類されるもので、太陽光発電や風力発電などが新エネルギーにあたります。

日本では、平成9年4月施行の「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」および「同施行令」において、定義および具体的な種類が規定されています。

・法における定義：非化石エネルギーのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なもの(法第2条)

・具体的な種類：(1)バイオマス(動植物に由来する有機物)を原材料とする燃料製造、(2)バイオマス(動植物に由来する有機物)熱利用、(3)太陽熱利用、(4)河川水などを熱源とする温度差熱利用、(5)雪氷熱利用、(6)バイオマス(動植物に由来する有機物)発電、(7)地熱発電(バイナリー発電)、(8)風力発電、(9)水力発電(出力1,000kW以下)、(10)太陽光発電の10種類(施行令第1条)

大規模な出力の水力発電やフラッシュ式の地熱発電は、経済性が成立する発電技術であることから、また、波力発電や潮流発電、海洋温度差発電などは、技術的には研究開発段階にあることから、新エネルギーからは対象外とされています。

一方、最近、よく使われる用語で「再生可能エネルギー」があります。広義の意味では、石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことで、新エネルギーは再生可能エネルギーの中に含まれる位置づけになります。

おわりに

「再生可能エネルギー」が、わが国でも正式に規定され、利用されるようになった。筆者は、以前、これを「可再生エネルギー」と中国語風に呼び短めにしたことがあるが、世間では「再生可能エネルギー」という呼び方と、さらに短く呼んでいる。SDGSの構築のため、GXでの主力電気とするように、社会受容性を高めたい。

連載